

## 裁 決 書

審査請求人 X

処 分 庁 葛飾区長

審査請求人が令和3年2月19日付けで提起した処分庁による情報公開拒否処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求を棄却する。

### 事案の概要

- 1 令和3年2月4日、審査請求人は、葛飾区情報公開条例（平成4年葛飾区条例第30号。以下「条例」という。）第5条に基づき、処分庁に対し、「令和2年9月15日以降に調剤薬局または店舗販売業から保健所に提出された変更届（変更届書）およびその添付資料のうち、「〇〇〇〇（特定個人の氏名）」という文字列を含むものを、添付書類も含めて開示してください。」という内容の情報公開請求を行った（以下「本件情報公開請求」という。）。
- 2 処分庁は、本件情報公開請求に対し、公開請求のあった情報（以下「本件情報」という。）は、特定の個人を指名してされたものであるため、当該情報の存否を答えるだけで、当該個人の勤務先情報を答えることになり、個人のプライバシーが侵害されるとし

て、条例第10条の3により情報の存否を明らかにしない情報公開拒否決定を行い（以下「本件処分」という。）、令和3年2月15日、情報公開拒否通知書（2葛健生第1418号）により審査請求人に通知した。

- 3 審査請求人は、この決定を不服として、令和3年2月19日（收受日）、本件処分を取り消すよう求める審査請求を提起した（以下「本件審査請求」という。）。

## 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

薬局又は店舗販売業の開設者は、勤務薬剤師の変更があった場合には、変更届に勤務薬剤師氏名の一覧を添付して所在地を管轄する保健所長に提出することとされているところ、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）第9条の4並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「薬機法施行規則」という。）第15条の15第2項及び別表第1の2の第1の4によると、薬局の開設者は、薬局に勤務している薬剤師の氏名を、薬局の見やすい場所に掲示しなければならないと定められている。薬局は一般的に不特定多数の立ち入りが予定されているものであるから、その掲示もまた、広く一般に公開されているといえる。また、薬局の利用者を通じて掲示の記載情報が広く伝播する可能性があり、その場合も広く一般に公開されているに準ずる状態であるといえる。

仮に薬局内の掲示が利用者に対するものであり、広く一般に公開されることを予定していなかったとしても、それは薬局内の掲示が一般に公開されることを予定していないことを示すにとどまり、本件情報が非公開情報である理由にはならない。

したがって、勤務薬剤師及び管理薬剤師の氏名は非公開情報ではなく、変更届のうち勤務薬剤師と管理薬剤師の氏名については開示されるべきである。

また、本件情報公開請求のように氏名を特定せず、単に、例えば「令和2年9月15日以降に区内の調剤薬局または店舗販売業により保健所に提出された変更届（変更届書）及びその添付書類すべて」を請求情報として情報開示請求をした場合、この期間の全ての変更が開示されることとなる。このような請求と本件情報公開請求は、「特定の氏名

を採す作業を葛飾区長と審査請求人のどちらがするのか」という違いに過ぎず、前者の請求が認められるなら、後者の請求も認められるべきである。

なお、審査請求人は文京区長、品川区長及び目黒区長に対しても本件情報公開請求と同内容の開示請求を同時期に行ったところ、いずれも不存在を理由とする非公開決定をした。したがって、これらの行政庁においては変更届の勤務薬剤師氏名を非公開情報とみなしておらず、かつ、氏名を特定して行った本件情報公開請求は適法であると考えていることになる。本件審査請求に対する判断に際しては、これら葛飾区と同じく特別区であり、地域慣行なども同一と考えられる他団体が、開示により侵害される権利利益の重大性に鑑み慎重に検討の結果行ったと思われる判断を斟酌すべきである。

よって、本件処分は違法又は不当であるからその取消しを求める。

## 2 処分庁の主張

薬機法第8条の2において都道府県知事に義務付けられている公表事項には勤務薬剤師の氏名は含まれておらず、また、薬局内の掲示事項についても、薬機法第9条の4にその目的が「当該薬局を利用するために必要な情報」と明示されており、当該薬局を利用する患者という利害関係人に対して、必要な範囲で薬剤師の氏名を知らせているものであって、広く一般に公表している情報ではない。また、人伝いに情報が伝播する可能性をもって広く一般に公開されているに準ずる状態であるとはいえない。

このように、法が公開を定めていない個人に関する情報については、その法の解釈は非常に重要であり、公開するに至ってはより慎重な対応を期すべきものである。

したがって、勤務薬剤師の氏名は個人に関する情報であり、公開することで薬局等における勤務状況が明らかとなり、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第9条第2号に規定する個人に関する情報に該当する。

そのため、本件情報公開請求については、当該情報の存否を回答するだけで、当該個人の勤務先情報が明らかとなり個人のプライバシーが侵害されるおそれがあるため、条例第10条の3に基づき、情報の存否を明らかにしないで本件情報公開請求を拒否する決定を行ったものである。

なお、葛飾区が薬機法により届出がなされた勤務薬剤師の氏名を公開するか否かは条例の定めによるものであり、他団体の情報公開条例に基づく判断に左右されるものではない。

## 理 由

### 1 本件に係る法令等の定め

#### (1) 条例

ア この条例は、区民の知る権利を保障し、区政に関する情報の公開を求める区民の権利を明らかにすることにより、区民の区政への参加の促進及び区政への信頼の確保を図るとともに、区が区政の諸活動について区民に説明する責務を全うし、もって公正で開かれた区政を推進することを目的とする（第1条）。

イ 実施機関は、情報の公開を求める区民の権利が十分尊重されるように、この条例を解釈し、運用しなければならない。この場合において、個人に関する情報がみだりに公開されることのないように、最大限の配慮をしなければならない（第3条）。

ウ 何人も、実施機関に対し、情報の公開を請求することができる（第5条）。

エ 実施機関は、前条に規定する請求（情報の公開の請求）があった場合は、請求があった日（請求書の記載に不備があったときは、その補正がされた日とする。以下同じ。）の翌日から起算して14日以内に、当該請求に係る情報の公開の可否（第10条の3の規定による請求の拒否を含む。以下同じ。）を決定しなければならない（第7条第1項）。

オ 実施機関は、公開の請求に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が含まれているときは、当該情報を公開しないことができる（第9条本文）。

(ア) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人が識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く（第9条第2号）。

(i) 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報（第9条第2号ア）

(ii) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要である

と認められる情報（第9条第2号イ）

(iii) 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。））、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分（第9条第2号ウ）

カ 前条の場合において、実施機関は、非公開情報とそれ以外の情報とを、当該請求の趣旨を損なわない程度に、かつ、容易に分離できるときは、非公開情報に係る部分を除いて公開するものとする（第10条）。

キ 実施機関は、公開の請求に係る情報に非公開情報が含まれている場合であっても、公益上特に必要があると認めたときは、請求者に対し当該情報を公開することができる（第10条の2）。

ク 公開の請求に対し、当該公開の請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該公開の請求を拒否することができる（第10条の3）。

## (2) 薬機法

ア この法律で「薬局」とは、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務並びに薬剤及び医薬品の適正な使用に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の業務を行う場所（その開設者が併せ行う医薬品の販売業に必要な場所を含む。）をいう。ただし、病院若しくは診療所又は飼育動物診療施設の調剤所を除く（第2条第12項）。

イー1 薬局開設者が薬剤師（薬剤師法第8条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第2項の規定による登録を受けた者に限る。以

下この項及び次項、第28条第2項、第31条の2第2項、第35条第1項並びに第145条において同じ。) であるときは、自らその薬局を実地に管理しなければならない。ただし、その薬局において薬事に関する実務に従事する他の薬剤師のうちから薬局の管理者を指定してその薬局を実地に管理させるときは、この限りでない(第7条第1項)。

イー2 薬局開設者が薬剤師でないときは、その薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師のうちから薬局の管理者を指定してその薬局を実地に管理させなければならない(第7条第2項)。

ウー1 薬局開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を当該薬局の所在地の都道府県知事に報告するとともに、当該事項を記載した書面を当該薬局において閲覧に供しなければならない(第8条の2第1項)。

ウー2 薬局開設者は、前項の規定により報告した事項について変更が生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該薬局の所在地の都道府県知事に報告するとともに、同項に規定する書面の記載を変更しなければならない(第8条の2第2項)。

ウー3 薬局開設者は、第1項の規定による書面の閲覧に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することができる(第8条の2第3項)。

ウー4 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第1項及び第2項の規定により報告された事項を公表しなければならない(第8条の2第5項)。

エ 薬局開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該薬局を利用するために必要な情報であつて厚生労働省令で定める事項を、当該薬局の見やすい場所に掲示しなければならない(第9条の5)。

オ 薬局開設者は、その薬局を廃止し、休止し、若しくは休止した薬局を再開したとき、又はその薬局の管理者その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、30日以内に、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局の所在地の都道府県知事(※第4条第1項により、「その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域に

ある場合においては、市長又は区長」) にその旨を届け出なければならない(第10条第1項)。

カ 店舗販売業者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該店舗を利用するために必要な情報であつて厚生労働省令で定める事項を、当該店舗の見やすい場所に掲示しなければならない(第29条の4)。

キ 店舗販売業については、第10条及び第11条の規定を準用する(第38条第1項)。

### (3) 薬機法施行規則

ア 法第8条の2第1項の規定により、薬局開設者が当該薬局の所在地の都道府県知事に報告しなければならない事項は、別表第1のとおりとする(第11条の3)。

#### 別表第1

##### 第1 管理、運営、サービス等に関する事項

###### 1 基本情報

- (1) 薬局の名称
- (2) 薬局開設者
- (3) 薬局の管理者
- (4) 薬局の所在地
- (5) 電話番号及びファクシミリ番号
- (6) 営業日
- (7) 開店時間
- (8) 開店時間外で相談できる時間

###### 2 薬局へのアクセス

- (1) 薬局までの主な利用交通手段
- (2) 薬局の駐車場
  - (i) 駐車場の有無
  - (ii) 駐車台数
  - (iii) 有料又は無料の別
- (3) ホームページアドレス
- (4) 電子メールアドレス

###### 3 薬局サービス等

- (1) 健康サポート薬局である旨の表示の有無
- (2) 相談に対する対応の可否
- (3) 薬剤師不在時間の有無
- (4) 対応することができる外国語の種類
- (5) 障害者に対する配慮
- (6) 車椅子の利用者に対する配慮
- (7) 受動喫煙を防止するための措置

#### 4 費用負担

- (1) 医療保険及び公費負担等の取扱い
- (2) クレジットカードによる料金の支払の可否

### 第2 提供サービスや地域連携体制に関する事項

#### 1 業務内容、提供サービス

- (1) 認定薬剤師（中立的かつ公共性のある団体により認定され、又はそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師をいう。）の種類及び人数
- (2) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数
- (3) 薬局の業務内容
  - (i) 無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否
  - (ii) 一包化薬に係る調剤の実施の可否
  - (iii) 麻薬に係る調剤の実施の可否
  - (iv) 浸煎（せん）薬及び湯薬に係る調剤の実施の可否
  - (v) 薬局製剤実施の可否
  - (vi) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施の可否
  - (vii) 薬剤服用歴管理の実施
    - イ 薬剤服用歴管理の実施の有無
    - ロ 電磁的記録による薬剤服用歴管理の実施の有無
  - (viii) 薬剤情報を記載するための手帳の交付
    - イ 薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否
    - ロ 薬剤情報を電磁的記録により記載するための手帳を所持する者の対応の可否



- (4) 地域医療連携体制
  - (i) 医療連携の有無
  - (ii) 地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無
  - (iii) 退院時の情報を共有する体制の有無
  - (iv) 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無
  - (v) 地域住民への啓発活動への参加の有無

## 2 実績、結果等に関する事項

- (1) 薬局の薬剤師数
- (2) 医療安全対策の実施
  - (i) 副作用等に係る報告の実施件数
  - (ii) 医療安全対策に係る事業への参加の有無
- (3) 情報開示の体制
- (4) 症例を検討するための会議等の開催の有無
- (5) 処方せんを応需した者（以下この表において「患者」という。）の数
- (6) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施件数
- (7) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議（行政職員をはじめとした地域の関係者から構成される会議体をいう。）その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数
- (8) 患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数
- (9) 患者満足度の調査
  - (i) 患者満足度の調査の実施の有無
  - (ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無

イ 法第8条の2第2項の規定により、薬局開設者が当該薬局の所在地の都道府県知事に報告を行わなければならない事項は、別表第1第1の項第1号に掲げる基本情報並びに同項第3号(1)及び同号(3)に掲げる事項とする（第11条の4第1項）。

ウー1 薬局開設者は、法第8条の2第3項の規定により、同条第1項の規定による書面の閲覧に代えて、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次項に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供するときは、あらかじめ、医療を受

ける者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示さなければならない（第11条の5第1項本文）。

(ア) 次項に規定する方法のうち薬局開設者が使用するもの（第11条の5第1項第1号）

(イ) ファイルへの記録の方式（第11条の5第1項第2号）

ウー2 法第8条の2第3項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次の方法とする（第11条の5第2項本文）。

(ア) 薬局開設者の使用に係る電子計算機と医療を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（次号において「電子情報処理組織」という。）を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報の内容が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報の内容が記録されるもの（第11条の5第2項第1号）

(イ) 電子情報処理組織を使用する方法であつて、薬局開設者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて医療を受ける者の閲覧に供し、当該医療を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報の内容を記録する方法（第11条の5第2項第2号）

(ウ) 電磁的記録に記録された情報の内容を出力装置の映像面に表示する方法（第11条の5第2項第3号）

(エ) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記憶しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報の内容を記録したものを交付する方法（第11条の5第2項第4号）

エ 都道府県知事は、法第8条の2第5項の規定により、同条第1項及び第2項の規定により報告された事項について、次に掲げる方法により公表しなければならない（第11条の6本文）。

(ア) 必要な情報を抽出し、適切に比較検討することを支援するため、容易に検索することができる形式でのインターネットの利用による方法（第11条の6第1号）

(イ) 書面による閲覧又は電磁的記録に記録された情報の内容を紙面若しくは出力装置の映像面に表示する方法（第11条の6第2号）

オー1 法第9条の4の規定による掲示（次条に規定するものを除く。）は、次項に

定める事項を表示した掲示板によるものとする（第15条の15第1項）。

オー2 法第9条の4の厚生労働省令で定める事項（次条に規定するものを除く。）

は、別表第1の2のとおりとする（第15条の15第2項）。

#### 別表第1の2

##### 第1 薬局又は店舗の管理及び運営に関する事項

- 1 許可の区分の別
- 2 薬局開設者又は店舗販売業者の氏名又は名称その他の薬局開設の許可証又は店舗販売業の許可証の記載事項
- 3 薬局の管理者又は店舗管理者の氏名
- 4 当該薬局又は店舗に勤務する薬剤師又は第15条第2項の登録販売者以外の登録販売者若しくは同項の登録販売者の別、その氏名及び担当業務
- 5 取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分
- 6 当該薬局又は店舗に勤務する者の名札等による区別に関する説明
- 7 営業時間、営業時間外で相談できる時間及び営業時間外で医薬品の購入又は譲受けの申込みを受理する時間
- 8 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

##### 第2 要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

- 1 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の定義並びにこれらに関する解説
- 2 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の表示に関する解説
- 3 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の情報の提供及び指導に関する解説
- 4 要指導医薬品の陳列に関する解説
- 5 指定第二類医薬品の陳列（特定販売を行うことについて広告をする場合にあっては、当該広告における表示。七において同じ。）等に関する解説
- 6 指定第二類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、当該指定第二類医薬品の禁忌を確認すること及び当該指定第二類医薬品の使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを勧める旨

- 7 一般用医薬品の陳列に関する解説
- 8 医薬品による健康被害の救済に関する制度に関する解説
- 9 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置
- 10 その他必要な事項

カー 1 法第10条第1項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする（第16条第1項本文）。

- (ア) 薬局開設者の氏名（薬局開設者が法人であるときは、その業務を行う役員の氏名を含む。）又は住所（第16条第1項第1号）
- (イ) 薬局の構造設備の主要部分（第16条第1項第2号）
- (ウ) 通常の営業日及び営業時間（第16条第1項第3号）
- (エ) 薬局の管理者の氏名、住所又は週当たり勤務時間数（第16条第1項第4号）
- (オ) 薬局の管理者以外の当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者の氏名又は週当たり勤務時間数（第16条第1項第5号）
- (カ) 放射性医薬品を取り扱うときは、その放射性医薬品の種類（第16条第1項第6号）
- (キ) 当該薬局において併せ行う医薬品の販売業その他の業務の種類（第16条第1項第7号）
- (ク) 当該薬局において販売し、又は授与する医薬品の第1条第3項各号に掲げる区分（特定販売を行う医薬品の区分のみを変更した場合を除く。）（第16条第1項第8号）

カー 2 法第10条第1項の規定による届出は、様式第6による届書を提出することによつて行うものとする。ただし、前項第4号の薬局の管理者が再教育研修命令を受けた者であるときは、薬剤師法第8条の2第3項の再教育研修修了登録証を提示し、又はその写しを添付するものとする（第16条第2項）。

【様式第6】 別紙のとおり

カー 3 前項の届書には、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）に提出され、又は当該都

道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない（第16条第3項本文）。

(ア) 第1項第1号に掲げる薬局開設者の氏名に係る届書薬局開設者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（薬局開設者が法人であるときは、登記事項証明書）（第16条第3項第1号）

(イ) 第1項第1号に掲げる役員に係る届書新たに役員となつた者に係る精神の機能の障害又は新たに役員となつた者が麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書（第16条第3項第2号）

(ウ) 第1項第4号又は第5号に掲げる事項に係る届書（新たに管理者又は当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師若しくは登録販売者となつた者が薬局開設者である場合を除く。）雇用契約書の写しその他薬局開設者の新たに管理者又は当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師若しくは登録販売者となつた者に対する使用関係を証する書類（第16条第3項第3号）

キー1 店舗管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者であつて、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない（第140条第1項本文）。

(ア) 要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与する店舗薬剤師（第140条第1項第1号）

(イ) 第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与する店舗薬剤師又は登録販売者（第15条第2項の登録販売者を除く。）（第140条第1項第2号）

キー2 前項第1号の規定にかかわらず、第一類医薬品を販売し、又は授与する店舗において薬剤師を店舗管理者とすることができない場合には、過去5年間のうち次の各号に掲げる期間が通算して3年以上である登録販売者であつて、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものを店舗管理者とすることができる（第140条第2項）。

(ア) 要指導医薬品若しくは第一類医薬品を販売し、若しくは授与する薬局、薬剤師が店舗管理者である要指導医薬品若しくは第一類医薬品を販売し、若しくは授与する店舗販売業又は薬剤師が区域管理者である第一類医薬品を配置販売する配置販売業において登録販売者として業務に従事した期間（第140条第2項第1号）

(イ) 第一類医薬品を販売し、若しくは授与する店舗の店舗管理者又は第一類医薬品を配置販売する区域の区域管理者であつた期間（第140条第2項第2号）

クー1 法第29条の3の規定による掲示は、次項に定める事項を表示した掲示板によるものとする（第147条の12第1項）。

クー2 法第29条の3の厚生労働省令で定める事項は、別表第1の2のとおりとする（第147条の12第2項）。

ケー1 法第38条第1項において準用する法第10条第1項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする（第159条の19第1項本文）。

(ア) 店舗販売業者の氏名（店舗販売業者が法人であるときは、その業務を行う役員  
の氏名を含む。）又は住所（第159条の19第1項第1号）

(イ) 店舗の構造設備の主要部分（第159条の19第1項第2号）

(ウ) 通常の営業日及び営業時間（第159条の19第1項第3号）

(エ) 店舗管理者の氏名、住所又は週当たり勤務時間数（第159条の19第1項第4号）

(オ) 店舗管理者以外の当該店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者の氏名又は週当たり勤務時間数（第159条の19第1項第5号）

(カ) 当該店舗において販売し、又は授与する医薬品の第139条第3項各号に掲げる区分（特定販売を行う医薬品の区分のみを変更した場合を除く。）（第159条の19第1項第6号）

(キ) 当該店舗において併せ行う店舗販売業以外の医薬品の販売業その他の業務の種類（第159条の19第1項第7号）

ケー2 法第38条第1項において準用する法第10条第1項の規定による届出については、第16条第2項から第4項までの規定を準用する。この場合において、同条第2項中「前項第4号」とあるのは「第159条の19第1項第4号」と、同条第3項第1号及び第2号中「第1項第1号」とあるのは「第159条の19第1項第1号」と、同項第3号中「第1項第4号又は第5号」とあるのは「第159条の19第1項第4号又は第5号」と、同条第4項中「前項第2号」とあるのは「第159条の19第2項において準用する前項第2号」と読み替えるものとする（第159条の19第2項）。

#### (4) 薬剤師法（昭和35年法律第146号）

ア 薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによつて、公衆

衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする（第1条）。

イ 薬剤師になろうとする者は、厚生労働大臣の免許を受けなければならない（第2条）。

ウ 厚生労働省に薬剤師名簿を備え、登録年月日、第8条第1項の規定による処分に関する事項その他の免許に関する事項を登録する（第6条）。

エ 免許は、試験に合格した者の申請により、薬剤師名簿に登録することによつて行う（第7条第1項）。

オ 薬剤師が、第5条各号（※相対的欠格事由）のいずれかに該当し、又は薬剤師としての品位を損するような行為のあつたときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる（第8条第1項）。

（ア）戒告（第8条第1項第1号）

（イ）3年以内の業務の停止（第8条第1項第2号）

（ウ）免許の取消し（第8条第1項第3号）

カ 厚生労働大臣は、医療を受ける者その他国民による薬剤師の資格の確認及び医療に関する適切な選択に資するよう、薬剤師の氏名その他の政令で定める事項を公表するものとする（第28条の2）。

(5) 薬剤師法施行令（昭和36年政令第13号）

ア 薬剤師法第28条の2の政令で定める事項は、次のとおりとする（第14条本文）。

（ア）薬剤師の氏名及び性別（第14条第1号）

（イ）薬剤師名簿の登録年月日（第14条第2号）

（ウ）薬剤師法第8条第1項第1号に掲げる処分に関する事項（当該処分を受けた薬剤師であつて、薬剤師法第8条の2第1項の規定による当該処分に係る再教育研修の命令を受け、当該再教育研修を修了していないものに係るものに限る。）

（第14条第3号）

（オ）薬剤師法第8条第1項第2号に掲げる処分であつて次のいずれかに該当するものに関する事項（第14条第4号）

（i）厚生労働大臣が定めた業務の停止の期間を経過していない薬剤師に係る処分（第14条第4号イ）

- (ii) 当該処分を受けた薬剤師であつて、薬剤師法第8条の2第1項の規定による当該処分に係る再教育研修の命令を受け、当該再教育研修を修了していないものに係る処分（第14条第4号ロ）

## 2 判断

### (1) 本件情報公開請求について

本件情報公開請求は、令和2年9月15日以降情報公開請求日（令和3年2月4日）までの間に葛飾区を所在地とする調剤薬局又は店舗販売業から保健所に提出された変更届及びその添付書類のうち、「〇〇〇〇（特定個人の氏名）」という特定個人の氏名が記載された文書の公開を求めるものであり、「〇〇〇〇（特定個人の氏名）」という特定の個人を指名する形で公開請求が行われていることが認められる。

調剤薬局とは、薬機法第2条第12項にいう「薬局」を指すものと解される所、薬機法は、薬局開設者は、薬局の管理者その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、30日以内に、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局の所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）にその旨を届け出なければならない（薬機法第10条第1項）と定め、これを受けて薬機法施行規則第16条第1項は、薬局開設者の氏名（薬局開設者が法人であるときは、その業務を行う役員の名を含む。）又は住所（同項第1号）、薬局の管理者（薬機法第7条第1項及び第2項の規定により、薬局の管理者は薬剤師でなければならないことから、以下「管理薬剤師」という。）の氏名、住所又は週当たり勤務時間数（薬機法施行規則第16条第1項第4号）、管理薬剤師以外の当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者（以下それぞれ「勤務薬剤師」、「勤務登録販売者」という。後述の、店舗販売業における、「店舗管理者以外の当該店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者」についても同様に表記する。）の氏名又は週当たり勤務時間数（同項第5号）等を届出事項として定めている。

この薬機法第10条第1項の変更届出に関する定めは、店舗販売業についても準用されている（薬機法第38条第1項）。

薬局の変更届書及び添付資料に特定個人「〇〇〇〇（特定個人の氏名）」の氏名が記載されうる事項としては、変更のあった、①薬局開設者の氏名（薬局開設者が法人



であるときは業務を行う役員、すなわち代表者の氏名）（薬機法施行規則第16条第1項第1号）、②管理薬剤師の氏名（同項第4号）、③勤務薬剤師の氏名（同項第5号）、④勤務登録販売者の氏名（同号）がある。

店舗販売業の変更届書及び添付資料に特定個人「〇〇〇〇（特定個人の氏名）」の氏名が記載されうる事項としては、変更のあった、①店舗販売業者の氏名（店舗販売業者が法人であるときは業務を行う役員、すなわち代表者の氏名）（薬機法施行規則第159条の19第1項第1号）、②店舗管理者（これは薬剤師又は登録販売者に限られる。薬機法施行規則第140条参照）の氏名（薬機法施行規則第159条の19第1項第4号）、③勤務薬剤師の氏名（同項第5号）、④勤務登録販売者の氏名（同号）がある。

また、薬局及び店舗販売業の変更届書においては、当然、変更のあった薬局の名称及び所在地が明記される（薬機法施行規則第16条第2項、第159条の19第2項、様式第6）。

すなわち、本件情報には、薬局に関する変更届並びにその添付書類と、店舗販売業に関する変更届並びにその添付書類の2種が存するところ、情報公開請求書に記載された「公文書を特定するために必要な事項」の記載と統合すると、本件情報公開請求は、令和2年9月15日から情報公開請求日である令和3年2月4日までの間に、「〇〇〇〇（特定個人の氏名）」という特定個人の氏名が記載された、変更届書及びその添付資料が葛飾区に提出されたこと、すなわち、「特定の個人である「〇〇〇〇（特定個人の氏名）」が令和2年8月16日頃（※薬機法第10条第1項参照）から令和3年2月4日までの間に、葛飾区内の薬局又は店舗販売業において、開設者若しくは店舗販売業者（それぞれ法人である場合はその代表者）に就任若しくは退任したこと、又は薬剤師若しくは店舗管理者として入店若しくは退店したこと」を前提とし、提出された当該薬局又は店舗販売業の変更届書及び添付資料の公開を求めるものといえることができる。

## (2) 条例第9条第2号本文該当性について

条例第9条第2号は、個人のプライバシー保護の観点から、個人に関する情報について、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人が識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできない

が、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの」を原則として不開示とし、「法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」（同号ア）などを例外的に開示すべきものとしている。

「個人に関する情報」とは、個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の情報をいうと解されている。

前述のとおり、本件情報公開請求は、「特定の個人である「〇〇〇〇（特定個人の氏名）」が令和2年8月16日頃から令和3年2月4日までの間に、葛飾区内の薬局又は店舗販売業において、開設者若しくは店舗販売業者（それぞれ法人である場合はその代表者）に就任若しくは退任したこと、又は薬剤師若しくは店舗管理者として入店若しくは退店したこと（これは、「〇〇〇〇（特定個人の氏名）」という特定人物の特定期間の職歴であるとともに、特定された期間が情報公開請求の約半年前から情報公開請求時までという直近のものであるため、特定個人が情報公開請求時点においても継続して当該薬局又は店舗販売業を経営又は勤務している蓋然性があることから、特定個人の勤務先ないし勤務状況に関する情報でもある。）」（以下「本件前提情報」という。）を前提とするものであるため、本件前提情報の存否を答えることは、「個人に関する情報」で「特定の個人が識別され得る情報」を公開することとなる。なお、開設者、店舗販売業者及びそれらが法人である場合の代表者の就任又は退任という情報は、法人情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報にも該当するが、私生活を営む特定の個人に関する情報でもあるから、ただちに個人情報に該当しないということとはできない。

### (3) 条例第9条第2号ただし書該当性について

ア 条例第9条第2号ただし書アは、「法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」については、これを開示することとしている。

その趣旨は、一般的に公にされている情報については、敢えて非公開情報として保護する必要性に乏しいため、公開することにしたものと解される。

「公開され」とは、現在、何人も知りうる状態に置かれていることをいい、「公開することが予定されている」とは、現在においては公開されていないが、将来、公開することが予定されている情報（具体的に公開が予定されている場合に限らず、

公開請求があれば何人にも提供することを予定している場合を含む。)をいうと解される。

イ そこで、まず本件前提情報が法令の規定により公開され、又は公開することが予定されている情報に該当するかを検討する。

(ア) 薬局における閲覧及び都道府県知事による公表の規定について

薬機法は、薬局開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に報告するとともに、当該事項を記載した書面を当該薬局において閲覧に供しなければならないと定め（薬機法第8条の2第1項）（ただし、あらかじめ医療を受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示すことで、書面の閲覧に代えて電磁的方法により提供することができる（薬機法第8条の2第3項、薬機法施行規則第11条の5第1項及び第2項）。）、報告した事項について変更が生じたときは速やかに当該薬局の所在地の都道府県知事に報告するとともに、当該薬局において閲覧に供しなければならない書面の記載を変更しなければならない旨定める（薬機法第8条の2第2項）。

また、都道府県知事は、当該報告された事項を、①必要な情報を抽出し、適切に比較検討することを支援するため、容易に検索することができる形式でのインターネットの利用による方法、及び②書面による閲覧又は電磁的記録に記録された情報の内容を紙面若しくは出力装置の映像面に表示する方法により、公表しなければならないと定めている（薬機法第8条の2第5項、薬機法施行規則第11条の6）。

これを受けて薬機法施行規則第11条の3及び別表第1は、薬局において閲覧に供し、かつ、都道府県知事が公表しなければならない事項を多数定めているのであるが、そのうち特定個人の氏名が表示されるものは、薬局開設者（同表第1の1(2)）及び薬局の管理者（同表第1の1(3)）である。

このように、薬局開設者及び薬局に所属する薬剤師のうち管理薬剤師については、薬局において閲覧に供し、かつ、都道府県知事においてインターネットの利用による方法等により公表することとされている。

しかし、この薬機法の規定の趣旨は、医療を受ける者がどの薬局を選んだらよ

いかを判断するために必要な情報として、「当該薬局が」どのような体制及び機能を有する薬局であるのかに関する情報を書面にして、医療を受ける者が見ることができるようにするとともに、薬局の選択に資する報告事項を都道府県において公表するというものであり、薬局開設者及び管理薬剤師の氏名についても、当該薬局の経営者及び管理責任者として、薬局の選定に資する参考情報の一つとして、薬局における閲覧及び都道府県による公表の対象としているに過ぎない。また、薬局における閲覧は、あらかじめ医療を受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示すことで、書面の閲覧に代えて電磁的方法による方法による提供することができる（薬機法第8条の2第3項、薬機法施行規則第11条の5第1項及び第2項）とされているのであるから、飽くまで閲覧の対象者は薬局に患者として訪れた者を予定しており、広く一般に公開することを予定しているものとはいえない。

すなわち、「特定の個人が」どこで薬局を営んでいるか、あるいは薬剤師としてどこの薬局に勤務しているか」という情報を公開するものではない。

また、勤務薬剤師及び登録販売者については、薬局における閲覧及び都道府県知事による公表の対象とはされていない（勤務薬剤師については、公表されることとされているのは人数のみである。（薬機法施行規則別表第1の第2の1(1)及び(2)、同表の第2の2(1)参照））。

なお、東京都知事は、薬機法第8条の2第5項に基づき、インターネット上に東京都薬局機能情報提供システム（t-薬局いんふお）（以下「都サイト」という。）を設け、都内の薬局の機能などに関する情報を公表している。

この都サイトにおいては、検索条件として、薬局の名称を入力するか、薬局の所在地、開局曜日、駐車場の有無、薬局サービスの内容などを指定することで、都内の薬局に関する情報を検索することができる。

そして、検索結果として表示される「当該薬局の」情報のうち、特定の個人の氏名として表示されるものには、薬局の開設者及び薬局の管理者の氏名がある。

しかしこれは、医療を受ける者がどの薬局を選んだらよいか判断するために必要な情報として、「当該薬局が」どのような体制及び機能を有する薬局であるのかに関する多数の情報の一つとして、当該薬局の経営者である薬局の開設者の氏

名と、管理責任者である管理薬剤師の氏名を掲載しているにすぎず、「特定の個人が」どこで薬局を営んでいるか、あるいは薬剤師としてどこの薬局に勤務しているか」を検索することができるものではない。

なお、都サイトの「キーワードで探す」という検索画面に「〇〇〇〇（特定個人の氏名）」という氏名を検索条件として入力しても、「該当する薬局情報が存在しません」と表示される。

たまたま都サイトで任意の薬局を検索して、偶然目当ての特定個人の氏名が薬局の開設者又は管理薬剤師の氏名として掲載されていたとしても、「特定の個人がどこで薬局を営んでいるか、あるいはどこの薬局に勤務しているか」を積極的に公開しているものとはいえない。

また、都サイトにおいては、勤務薬剤師及び登録販売者の氏名は検索結果に表示されない。

したがって、都サイトは、本件前提情報を公開するものではない。

なお、店舗販売業者に関しては、薬機法第8条の2のような、店舗における閲覧及び都道府県における公表を定めた規定はない。

以上のおりであるから、上記の薬局における閲覧及び都道府県知事による公表の規定によって本件前提情報が公開され、又は公開することが予定されているとはいえない。

#### (イ) 薬局及び店舗における掲示に関する規定

薬機法は、薬局開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該薬局を利用するために必要な情報であって厚生労働省令で定める事項を、当該薬局の見やすい場所に掲示しなければならないと定め（薬機法第9条の4）、また、店舗販売業者についても同様に、店舗販売業者は当該店舗を利用するために必要な情報であって厚生労働省令で定める事項を、当該店舗の見やすい場所に掲示しなければならないと定めている（薬機法第29条の3）。

これらを受けた規定である薬機法施行規則第15条の15第1項、同条第2項、第147条の12及び薬機法施行規則別表第1の2は、掲示板により薬局又は店舗に掲示しなければならない事項（「薬局又は店舗の管理及び運営に関する事項」として、薬局開設者又は店舗販売業者の氏名（同表第1の2）、薬局の管理者又は

店舗管理者の氏名（同別表第1の3）、当該薬局又は店舗に勤務する薬剤師又は薬機法施行規則第15条第2項の登録販売者以外の登録販売者若しくは同項の登録販売者の別、その氏名及び担当業務（同表第1の4）が挙げられている。

これに関して審査請求人は、このように薬局又は店舗に管理薬剤師及び勤務薬剤師の氏名を掲示しなければならないこととされている以上、薬局や店舗は一般的に不特定多数の立入りが予定されているものであるから、その掲示もまた、広く一般に公開されているといえ、また、薬局又は店舗の利用者を通じて掲示の記載情報が広く伝播する可能性があり、その場合も広く一般に公開されているに準ずる状態であるといえる旨主張する。

しかし、薬機法第9条の4及び同法第29条の3の規定は、薬品の管理及び運営に関する事項として購入者が適切に医薬品を購入する観点と、一般用医薬品の販売制度の実効性を高める観点から、あくまで「当該薬局又は店舗」を利用する患者が必要とする情報の一つとして、薬局開設者又は店舗販売業者、薬局の管理者又は店舗管理者及び薬剤師又は登録販売者の各氏名を含む所定の事項を薬局又は店舗において掲示することを義務付けているに過ぎない。たまたまある薬局を訪れた者がこの掲示を閲覧することにより「当該薬局又は当該店舗」の経営者又は勤務する薬剤師又は登録販売者の氏名を知りうるとしても、それが、「当該薬局又は店舗」を利用する利害関係人である患者のために必要な情報という前提を離れて広く伝播することは予定されていない。この規定は、個人の、通常他人に知られたくないプライバシーに関する情報である「「特定の個人が」どこで薬局や店舗を営んでいるか、あるいは薬剤師又は登録販売者としてどこの薬局や店舗に勤務しているか」という情報を不特定多数に対して積極的に公開するものとはいえない。

また、この掲示は、飽くまで当該薬局若しくは店舗の経営者又は所属薬剤師若しくは登録販売者の氏名を掲示しているにすぎず、他の薬局及び店舗の経営者並びに薬剤師及び登録販売者の勤務先を掲示するものではないから、この掲示により特定の個人がどの薬局に薬剤師等として勤務しているかなどという情報を探索することは現実には極めて困難である。

したがって、上記の薬局及び店舗における掲示の規定によって本件前提情報が

公開され、又は公開することが予定されているとはいえない。

(ウ) 薬剤師法の薬剤師の氏名の公表に関する規定

また、薬剤師法は、厚生労働大臣は、医療を受ける者その他国民による薬剤師の資格の確認及び医療に関する適切な選択に資するよう、薬剤師の氏名その他の政令で定める事項を公表するものとし（薬剤師法第28条の2）、これを受けた薬剤師法施行令第14条は、公表する事項として、薬剤師の氏名及び性別（同条第1号）、薬剤師名簿の登録年月日（同条第2号）並びに行政処分に関する事項（同条第3号、第4号）を定めている。

しかし、特定の薬剤師についてその勤務先を公開することを定めた規定は存在しない。

また、厚生労働省は、この薬剤師法第28条の2に基づき、インターネット上に「薬剤師資格確認検索システム」を公開している。

この「薬剤師資格確認検索システム」は、厚生労働省に現在登録されている薬剤師について、氏名・性別を入力することにより検索することができるシステムであり、検索結果として、氏名、性別、登録年及び該当する者に限り行政処分に関する情報（処分の種類及び期間）が表示される。

例えばこの「薬剤師資格確認検索システム」の検索画面に「〇〇〇〇（特定個人の氏名）」という文字列を入力して検索すると、「〇〇〇〇（特定個人の氏名）」という特定の人物が平成17年に薬剤師として登録し、現在も薬剤師登録されているという情報と、同人の行政処分に関する情報が存在しないという情報が得られる。

しかし、同システムにおいては特定の個人の勤務先は検索結果に表示されない。

したがって、この「薬剤師資格確認検索システム」も本件前提情報を公開するものではない。

以上のとおりであるから、この薬剤師の氏名の公表に関する規定によって本件前提情報が公開され、又は公開することが予定されているとはいえない。

なお、登録販売者については、氏名の公表に関する法令の規定はない。

(エ) 小括

以上のとおり、現在、本件前提情報を公開し、又は公開することを予定した法

令の規定はない。

ウ 次に、本件前提情報が条例第9条第2号ただし書アの「慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」に該当するかについて検討する。

この「慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」とは、事実上の習慣として公にされ、又は公にすることが予定されている情報というと解される。

しかし、本件前提情報が事実上の習慣として公にされ、又は公にすることが予定されているというべき事情は認められない。

エ 以上のとおりであるから、本件前提情報は、条例第9条第2号ただし書アの「法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」に該当しない。

オ また、本件前提情報が条例第9条第2号ただし書イ及びウに該当するというべき事情は認められない。

カ 以上のとおり、本件前提情報は条例第9条第2号の非公開情報に該当する。

#### (4) 条例第10条の3 該当性について

条例第10条の3は、「公開の請求に対し、当該公開の請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該公開の請求を拒否することができる。」と規定している。

上記(1)のとおり、本件情報公開請求は、「特定の個人である「〇〇〇〇（特定個人の氏名）」が令和2年8月16日頃から令和3年2月4日までの間に、葛飾区内の薬局又は店舗販売業において、開設者若しくは店舗販売業者（それぞれ法人である場合はその代表者）に就任若しくは退任したこと、又は薬剤師若しくは店舗管理者として入店若しくは退店したこと」という事実を前提としていることから、本件前提情報が存在しているか否かを答えると、当該個人の連絡先が葛飾区内にあるか否かを回答することとなり、個人のプライバシーが侵害される。そのため、本件情報の存否を答えるだけで条例第9条第2号に該当する情報を公開することとなる。

また、当該個人が葛飾区内に勤務しているという情報をもとに、区内のどの薬局に勤務しているか特定することができる蓋然性が高く、ストーカー被害等を招来するお



それがある。そのため、本件情報の存否を答えるだけで条例9条第4号オに該当する情報を公開することとなる。

したがって、処分庁が条例第10条の3の規定によりその存否を明らかにしないで行った本件処分は適法である。

(5) 氏名を特定しない請求との対比について

審査請求人は、本件情報公開請求のように氏名を特定せず、単に、例えば「令和2年9月15日以降に区内の調剤薬局または店舗販売業により保健所に提出された変更届（変更届書）及びその添付書類すべて」を請求情報として情報開示請求をした場合、この期間の全ての変更が開示されることとなるから、このような請求と本件情報公開請求は、「特定の氏名を探す作業を葛飾区長と審査請求人のどちらがするのか」という違いに過ぎず、前者の請求が認められるなら、後者の請求も認められるべきであると主張する。

しかし、仮に、氏名を特定せず、「令和2年9月15日以降に区内の調剤薬局または店舗販売業により保健所に提出された変更届（変更届書）及びその添付書類すべて」を請求情報として情報開示請求をした場合、これら書面に記載されている薬局開設者、店舗販売業者、薬剤師及び登録販売者の氏名、住所等の個人識別情報は非開示情報となる（条例第9条第2号）から、当該部分を除いて情報公開決定がなされることとなる（条例第10条参照）。これは、「〇〇〇〇（特定個人の氏名）」の氏名に限られず、他の個人の氏名についても同様である。

したがって、このような方法で情報公開請求を行ったとしても、「特定の個人である「〇〇〇〇（特定個人の氏名）」が令和2年8月16日頃から令和3年2月4日までの間に、葛飾区内の薬局又は店舗販売業において、開設者若しくは店舗販売業者（それぞれ法人である場合はその代表者）に就任若しくは退任、又は薬剤師若しくは店舗管理者として入店若しくは退店したこと」という情報が開示されることはない。

したがって、審査請求人の指摘は前提を欠くこととなる。

(6) 他団体の判断について

審査請求人は、文京区長、品川区長及び目黒区長に対しても本件情報公開請求と同内容の開示請求を同時期に行ったところ、いずれも不存在を理由とする非公開決定をした旨を指摘し、本審査請求に対する判断に際しては、これら葛飾区と同じく特別区

であり、地域慣行なども同一と考えられる他団体が開示により侵害される権利利益の重大性に鑑み慎重に検討の結果行ったと思われる判断を斟酌すべきである旨主張する。

しかし、各地方公共団体については、それぞれの区で定められた情報公開条例に基づいて決定を行っているものであり、葛飾区の実施機関である処分庁が取得・管理している情報の公開に関しては、葛飾区情報公開条例が適用され、同条例に基づき決定を行うべきものである。

情報公開条例の規定内容、とりわけ個人に関する情報などの非公開情報の規定の仕方（いわゆる「プライバシー型」か、「個人識別型」か。あるいは公領域情報その他ただし書による公開の規定内容等）などは、同じ特別区であったとしてもそれぞれの団体ごとに異なりうるものであり、また、個人に関する情報についての解釈も各自治体の実情に応じて異なりうるものである。

したがって、他団体と異なる判断となったこと自体が処分の違法不当に影響するものではない。

以上のとおり、葛飾区の情報公開条例の規定に基づき情報の存否を明らかにしない情報公開拒否決定を行った処分庁の判断に違法はない。

#### (7) 小括

処分庁は、上述のとおり、条例に基づく適正な手続により本件処分を行ったものと認められ、他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

#### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年2月16日

審査庁 葛飾区長 青木克徳

**様式第六**（第十六条、第十六条の二、第九十九条、第百条、第百十四条の六十九、第百十四条の七十、第二百二十七条、第百三十七条の六十五、第百三十七条の六十六、第百七十四条、第百七十六条、第百九十五条、第二百六十五条、第二百六十五条の二、第二百六十五条の三関係）

変 更 届 書

業 務 の 種 別			
許可番号、認定番号又は登録番号及び年月日			
薬局、主たる機能を有する事務所、製造所、店舗、営業所又は事業所	名 称		
	所 在 地		
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日			
備 考			

上記により、変更の届出をします。

年 月 日

住 所 （ 法人にあつては、主たる事務所の所在地 ）

氏 名 （ 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 ）



厚生労働大臣  
地方厚生局長  
都道府県知事  
保健所設置市市長  
特別区区长  
  
殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 業務の種別欄には、薬局、第1種医薬品、第2種医薬品、医薬部外品、化粧品、第1種医療機器、第2種医療機器、第3種医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品若しくは薬局製造販売医薬品の製造販売業、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品若しくは薬局製造販売医薬品の製造業、認定外国製造業者、登録外国製造業者、登録認証機関、店舗販売業、配置販売業、卸売販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業（指定視力補正用レンズ又はプログラム高度管理医療機器のみの販売業又は貸与業を除く。）、指定視力補正用レンズ又はプログラム高度管理医療機器のみの販売業若しくは貸与業、特定管理医療機器の販売業若しくは貸与業（補聴器、家庭用電気治療器又はプログラム管理医療機器以外の特定管理医療機器の販売又は貸与する場合に限る。）、補聴器、家庭用電気治療器若しくはプログラム管理医療機器のみの販売業若しくは貸与業、管理医療機器（特定管理医療機器を除く。）の販売業若しくは貸与業又は医療機器の修理業の別を記載すること。  
なお、様式第114、様式第114の2及び様式第114の3による届出に記載された事項に変更を生じた場合における令第74条第1項、令74条の2第1項及び令74条の3第1項の規定による届出の場合は、業務の種別欄に、赤字で「輸出用」と付記すること。
- 4 医薬品等の製造業者若しくは認定外国製造業者又は医療機器の修理業者については、この届書は地方厚生局長に提出する場合にあつては正本1通及び副本2通を、厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出する場合にあつては正本1通を提出すること。
- 5 管理医療機器の販売業又は貸与業にあつては、許可番号、認定番号又は登録番号及び年月日欄にその販売業又は貸与業の届出を行った年月日を記載すること。
- 6 配置販売業にあつては、所在地欄に営業区域を記載し、名称欄の記載を要しないこと。
- 7 管理者の変更の場合は、変更後の管理者が薬剤師又は登録販売者であるときはその者の薬剤師名簿登録番号及び登録年月日又は販売従事登録番号及び登録年月日を、責任技術者の変更の場合は、変更後の責任技術者が第91条第1項及び第2項並びに第114条の53第1項から第3項までの各号のいずれに該当するかを、営業所管理者の変更の場合は、変更後の営業所管理者が薬剤師以外の者であるときはその者が第154条各号のいずれに該当するかを、高度管理医療機器等営業管理者の変更の場合は、変更後の高度管理医療機器等営業管理者が第162条第1項から第4項までの各号のいずれに該当するかを、特定管理医療機器営業管理者等の変更の場合は、変更後の特定管理医療機器営業管理者等が第175条第1項各号のいずれに該当するかを、再生医療等製品営業所管理者の変更の場合は、変更後の再生医療等製品営業所管理者が第196条の4第1項各号のいずれに該当するかを変更後欄に付記すること。
- 8 管理者以外の薬剤師又は登録販売者に変更があつた場合のうち、新たに薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者となつた者がいる場合には、その者の薬剤師名簿登録番号及び登録年月日又は販売従事登録番号及び登録年月日を変更後欄に付記すること。
- 9 業務を行う役員の変更の場合は、備考欄に、変更後の役員が法第5条第3号イからヘまでのいずれかに掲げる者又は成年被後見人に該当するときはそのいずれに該当するかを記載し、該当しないときは「なし」と記載すること。
- 10 登録外国製造業者又は認定外国製造業者にあつては、外国語により申請者の住所及び氏名を並記すること。また、署名をもつて押印に代えることができるものとする。

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。